## 「新宿区第四次男女共同参画推進計画」(素案)からの主な変更点

「新宿区第四次男女共同参画推進計画」(素案)からパブリック・コメント等を踏まえて修正しています。 主な変更点は以下のとおりです(簡易な変更や文言整理は除いています。)

No.	変更理由	項目	ページ	計画案(変更後)	素案(変更前)			
第3	第3章 計画の体系							
2	事業一覧							
1	パブリック・コメント 通番1「『性の商品化』 に対象を限定するべき」 との意見を踏まえて修正	見出し 事業名 事業内容	P.17 P.29	③売買春等の違法行為の防止 事業10 売買春等の違法行為防止についての意識啓発の推進 情報誌や講座等を通じて、売買春や性暴力等の違法行為の防止や違法行為を助長しかねない行為に関する意識啓発を行います。 事業11 売買春等の違法行為防止に取り組むNPOとの連携 NPO等と連携し、売買春や性暴力等の違法行為の防止や違法行為を助長しかねない行為に関する意識啓発に取り組むNPOとの連携	③性の商品化の防止 事業10 売買春や性の商品化防止についての意識啓発 の推進 情報誌や講座等を通じて、売買春に関する情報提供を 行い、売買春等の違法行為の防止について意識啓発を 行います。 事業11 売買春や性の商品化防止に取り組むNPOと の連携 NPO等と連携し、売買春等の違法行為の防止に向け た意識啓発に取り組みます。			
2	<b>区自主修正</b> 再掲する事業を精査した 結果を踏まえて修正	再掲事業	P.21 P.89 P.90 P.96	<ul> <li>(再掲)事業39 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進</li> <li>(再掲)事業40 区職員のハラスメント防止体制の強化</li> <li>(再掲)事業60 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進</li> <li>(再掲)事業68 女性教職員の管理職昇任選考等の受験奨励</li> </ul>	(再掲)事業38 区民のハラスメント防止のための啓発・相談の実施(再掲)事業39 区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進(再掲)事業59 政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発(再掲)事業60 事業60 政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進(再掲)事業67 男女平等教育研修の実施			

第4	第4章 計画の内容							
3	区自主修正 個別の計画・事業ごとに 目標年度設定が異なる可 能性を考慮して修正 あにみとめある〉目標 1	計画の内容の見方	P.23 めあう补	◆9年度目標 新宿区第四次男女共同参画推進計画の最終年度である9年度末の目標を示しています <u>が、9年度末以前に目標を変更する場合があります。</u> 上記以外の目標年度を記した場合は、個別の計画・事業の目標年度を記載しています。	◆9年度目標 新宿区第四次男女共同参画推進計画の最終年度である9年度末の目標を示しています。 上記以外の目標年度を記した場合は、個別の計画・ 事業の目標年度を記載しています。			
( )	〈ともにみとめあう〉目標1 多様性をみとめあう社会づくり 							
	パブリック・コメント 通番1「『性の商品化』 に対象を限定するべき」 との意見を踏まえて修正	現状と課題	P.24	「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春をはじめ、性犯罪、性搾取、人身取引といった違法行為に関しては防止し、人権を尊重する取組みを進めていくことが必要です。	売春や援助交際等の性的身体の商品化や、ポルノやセックスアピールを利用した広告等の性的情報等、女性の性をモノ扱いする「性の商品化」が日常化しており、「性の商品化」防止に向けた取組みを進めていくことが求められます。			
(と	〈ともにささえあう〉目標2 ワーク・ライフ・バランスと働き方改革の推進							
	区自主修正			踏まえ、需要増に対応するため、 <u>「新宿区</u> 子ども・子	★保護者が就労している児童が増加傾向にあることを 踏まえ、需要増に対応するため、子ども・子育て支援 事業計画に基づき、地域の実情に応じた学童クラブの 定員拡充を図ります。			
5	令和7年度に(仮称)花	事業内容	P.54	9 (2027)年度 目標	9 (2027)年度 目標			
)	園小学校内学童クラブを 開設するため修正	担当課	P.94	2,566人	2,510人			
				年度目標	年度目標			
				令和6年度末2,405人	令和6年度末2,405人			
				令和7年度末2,499人	令和7年度末2,443人			
				<u>令和8年度末2,566人</u>	令和8年度末2,510人			

6	<b>区自主修正</b> 「こども家庭センター」 の体制を整備するため修 正	事業内容担当課	P.57	進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、妊娠期・出産後などの節目に、保健師等の専門職に面談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。面談した妊産婦には、母子保健サービス等の情報提供を行い、妊娠・出産・子育てを応援するギフトを支給します。 さらに、産後の母子を対象に、産科医療機関等で母親の身体的回復や心理的な安定を支援する産後ケア事業を実施します。 また、母子保健と児童福祉の相談支援を一体的に運営する「こども家庭センター」の体制を整備することで一層の連携強化を図り、妊娠	★妊婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の保持増進、産後うつ予防、虐待防止を図るため、妊娠期・出産後などの節目に、保健師等の専門職に面談できる機会を設けることにより、妊娠・出産・子育てに関する不安やリスクを早期に把握します。面談した妊婦には、母子保健サービス等の情報提供を行い、支援プランを作成し、妊娠・出産・子育てを応援するギフト券を後日送付するとともに、支援が必要な妊婦には、関係機関と連携した継続的な支援を行います。また、産後の母子を対象に、産科医療機関等で母親の身体的回復や心理的な安定を支援する産後ケア事業を実施し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。  健康づくり課
---	---	---------	------	--	--